

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

受付印		任意後見監督人選任申立書			
		(この欄に収入印紙800円分をはる。)			
				(はった印紙に押印しないでください。)	
収入印紙(申立費用)	円				
収入印紙(登記費用)	円				
予納郵便切手	円				

準口頭		関連事件番号	平成・令和	年(家)	第	号
-----	--	--------	-------	------	---	---

東京家庭裁判所	御中	申立人の	印
□立川支部			
年	月	日	
		記名押印	

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)	
	☐ 本人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	☐ 任意後見契約公正証書の写し
	☐ 本人の後見登記事項証明書	☐ 本人が登記されていないことの証明書
	☐ 本人の診断書(東京家庭裁判所が定める様式のもの)	
	☐ 本人の財産に関する資料	☐

申立人	住所	〒	—	電話	()
	フリガナ氏名	(方)			
	本人との関係	※ 1 本人 2 配偶者 3 四親等内の親族 () 4 任意後見受任者 5 その他 ()			
本人	本籍	都道府県			
	住所	〒	—	電話	()
	フリガナ氏名	(方)			
		明治大正昭和平成 年 月 日生			

(注) 太わくの中だけ記入してください。 ※の部分は、当てはまる番号を○で囲み、3又は5を選んだ場合には、()内に具体的に記入してください。

申 立 て の 趣 旨
任 意 後 見 監 督 人 の 選 任 を 求 め る 。

申 立 て の 理 由				
(申立ての理由，本人の生活状況などを具体的に記入してください。)				
任 意 後 見 契 約	公正証書を作成した 公証人の所属		法 務 局	証 書 番 号
	証 書 作 成 年 月 日	平 成 ・ 令 和 年 月 日	登 記 番 号	第 一 号
任 意 後 見 受 任 者	住 所	〒 一 電話 ()		
	フリガナ 氏 名	(方)		
	本 人 と の 関 係	大正 年 月 日 生 昭和 平成		
	勤 務 先	電話 ()		

(注) 太わくの中だけ記入してください。

申立事情説明書

(任意後見)

※ この事情説明書は、申立人（申立人が記載できないときは、本人の事情をよく理解している人）が記載してください。

記入年月日及び記入者の氏名

____年____月____日 氏名：_____ 印
(記入者が申立人以外の場合は申立人との関係：_____)

あなたの平日昼間の連絡先（携帯電話又は勤務先等）を記入してください。

携帯電話：_____ (_____)

連絡先名：_____

電話番号：_____ (_____)

※裁判所名で電話しても よい・差し支える (希望時間等_____)

第 1 申立ての事情について

1 申立ての経緯について

(1) 任意後見契約の締結の時期及び経緯

契約日：____年____月____日

契約場所 ☐ _____ 公証役場 ☐ 自宅 ☐ 病院・施設 ☐ _____

契約した事情（どのような経緯で任意後見契約をしましたか。）

(2) 今回の任意後見監督人選任事件を申し立てるきっかけ (何がきっかけで、申し立てをしましたか。)

ア 預貯金等の管理・解約

イ 保険金受取

ウ 不動産の処分

エ 相続手続

オ 訴訟手続等

カ 介護保険契約（施設入所又は福祉サービス契約のため）

キ その他 (_____)

2 本人の財産の管理状況

本人の財産を現在事実上管理しているのは誰ですか。

☐ 本人自身

☐ 申立人（あなた）

☐ その他の人（氏名及び本人との関係_____）

☐ 誰が管理しているのか分からない

3 本人の親族について

(1) 本人に配偶者、子、親及び兄弟姉妹がいましたら、その方の氏名、住所等を記入してください。

番号	氏 名	年 齢	本人と の関係	住 所 / 電話番号
1				TEL — —
2				TEL — —
3				TEL — —
4				TEL — —
5				TEL — —
6				TEL — —
7				TEL — —

(書ききれない場合は別紙にお書きください)

(2) 前記親族の中で、この申立てを知っている人がいる場合は、その人の上記(1)番号欄に○を付けてください。

(3) (2)の親族で、この申立てに対して反対の人がいれば、その人の名前、反対の内容を記載してください。

[illegible]

第 2 本人の状況について

1 本人の生活

本人は現在どこで生活していますか。

☐ 病院，老人ホーム等の施設で生活している。

入院・入所日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

施設名： _____

所在地： 〒 _____

電話 _____ (_____) (担当職員名) _____

最寄駅： _____ 線 _____ 駅下車 徒歩・バス (_____ 行き) ・車 _____ 分

☐ 転院・移転予定あり (_____ 年 _____ 月頃：移転先 _____)

☐ 転院・移転予定なし

☐ 自宅（又は親族宅）で生活している。

(同居者： _____)

自宅（又は親族宅）での本人の介護は，次のとおりである。

☐ 介護サービスを受けている

☐ 親族が介護している

(介護者： _____)

☐ 介護は受けていない

最寄駅： _____ 線 _____ 駅下車 徒歩・バス (_____ 行き) ・車 _____ 分

2 次の認定を受けている場合は記入してください。

☐ 愛の手帳 (1 度・2 度・3 度・4 度) ，療育手帳 (A ・ B ・ _____)

☐ 精神障害者手帳 (1 級・2 級・3 級)

☐ 介護認定 (要支援 1 ・ 2 ，要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5)

☐ いずれもない。

3 本人の病歴（病名，認知症や障害の発現時期，受傷時期，受診時期，その後の通院・入院歴等）を記入してください。

(例：平成 2 8 年 5 月脳梗塞，平成 2 9 年 9 月～平成 3 0 年 2 月〇×病院入院)

4 本人の経歴（出生，学歴，職歴，結婚，出産等）を分かる限り記入してください。

年月日	職歴・学歴	年月日	身分の変動，家族関係
・ ・	出生		☐ 結婚・ ☐ 養子縁組
	中学校卒業		

5 本人に関して，これまでに家庭裁判所の手続を利用したことがありますか。

☐ ない

☐ ある 時 期 平成・令和____年____月頃
 裁判所名 _____家庭裁判所_____支部・出張所

申立人名 _____
 事件番号 平成・令和____年（家）第_____号

事 件 名 後見開始・保佐開始・補助開始・任意後見監督人選任
 その他（_____）

6 本人のこの申立てに対する認識について

(1) 本人は任意後見契約を締結したことを記憶していますか。

☐ 記憶している ☐ 記憶していない

(2) 本人はこの申立てがされることを知っていますか。

☐ 知っている。

本人は，任意後見監督人を選任（契約を発効）することに同意していますか。

☐ 同意している。

☐ 同意していない。

☐ 分からない（本人が理解できない場合も含む）。

☐ 分からない（本人が理解できない場合も含む）。

☐ 知らない。

7 本人の現在の状況について

(1) 裁判所まで来ることは

☐ 可能である。 ☐ 不可能，又は容易に来ることができない。

(2) 会話能力

☐ 会話は成り立つ。 ☐ 話はあるが，意味が通じない。 ☐ 発語はできない。

(3) 本人が裁判所へ来ることができなければ，家庭裁判所調査官が本人のところへ面接調査に伺いますが，留意すべき点（訪問可能な時間帯，訪問する際の本人の精神面への注意等）があれば記載してください。

任意後見受任者事情説明書

※ この事情説明書は、任意後見受任者が記載してください。
記入年月日及び記入者の氏名

年 月 日 氏名： 印

☐ 申立人である → 1 の記載は不要です。2 から記入してください。

1 あなた（任意後見受任者）の住所等を記入してください。

(1) 住 所 (〒 -) 電話 ()

(2) 生 年 月 日 大正・昭和・平成 年 月 日生 (歳)

(3) 本人との関係 (4) 職業（勤務先）

(5) 平日昼間の連絡先 電話 ()

2 あなたは次のいずれかの事由に該当しますか。

- ☐ 未成年者
☐ 家庭裁判所で成年後見人等を解任された者
☐ 破産者で復権していない者
☐ 本人に対して訴訟をしたことがある者、その配偶者又は親子である者
☐ いずれにも該当しない。

3 身上・経歴等

(1) あなたの同居家族を記入してください。

氏 名	年齢	続柄	職業（勤務先、学校名）	同居・別居の別	備考

(2) あなたの経歴（出生、学歴、職歴、結婚、出産等）を記入してください。

年月日	職歴・学歴	年月日	身分の変動、家族関係
	出生		
	中学校卒業		

① 職業： _____

② 収入： 月収・年収 約 _____ 万円

内訳： 給与等 _____ 万円
年金等 _____ 万円

※ その他の収入（内容： _____） _____ 万円

③ 負債（借入先，借入目的，金額） ☐ 負債はない。

借入先	借入目的	金 額
		万円
		万円
		万円

☐ 必要 ☐ 不要（理由をお書きください。）

5 本人の今後の療養看護の方針や計画について、お考えになっているところを具体的に記入してください。（今後の生活の拠点、必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話等）

6 本人の財産を適正に管理していく上で、問題点や心配なことがある場合には、具体的に述べてください。

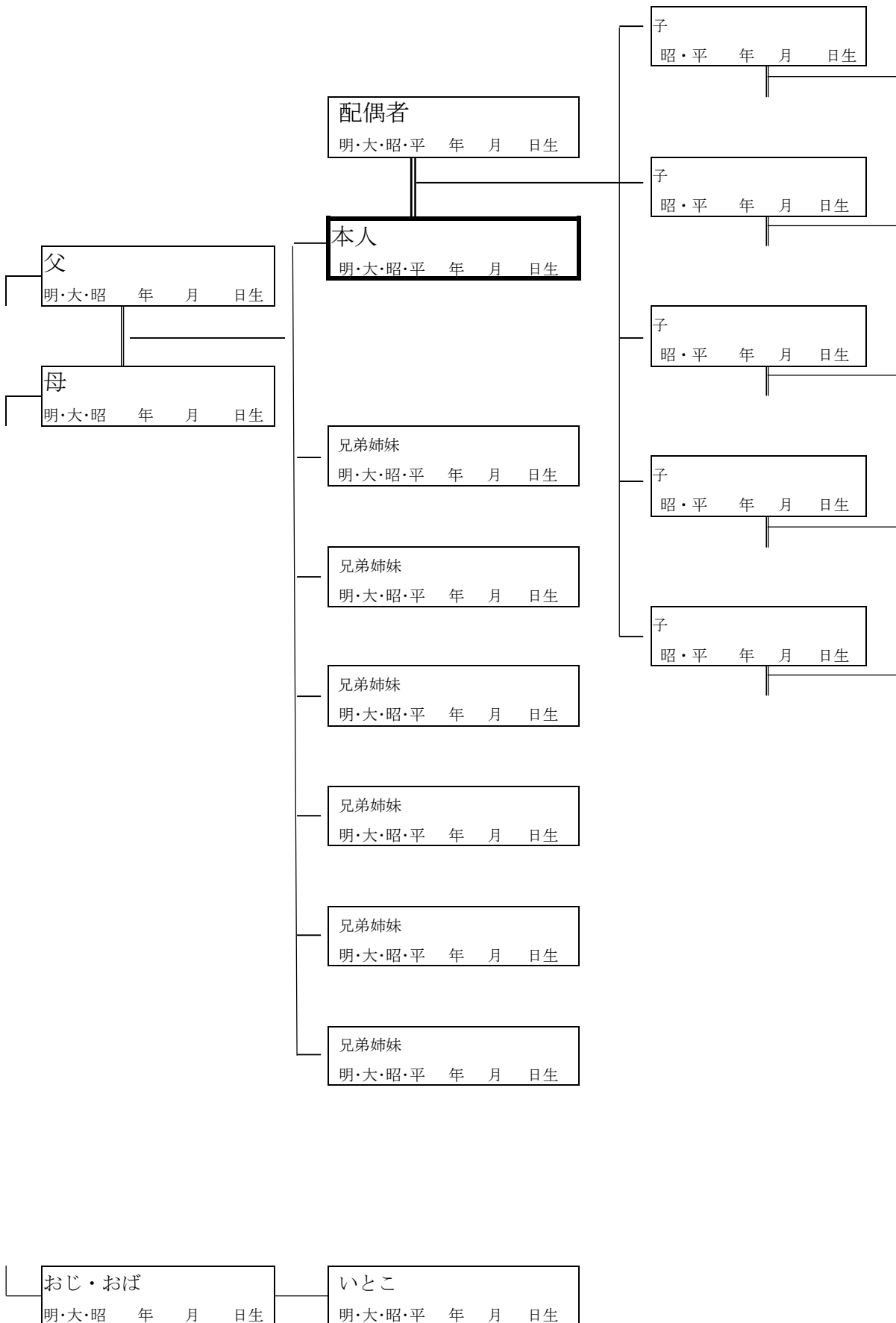
7 あなたが、本人のために立て替えて支払ったものがあれば、その額及び内容並びに、その返済を求める意思があるか否かを記載してください。

金 額	内 容	返済を求める意思
円		☐ 求める。 ☐ 求めない。

☐ はい

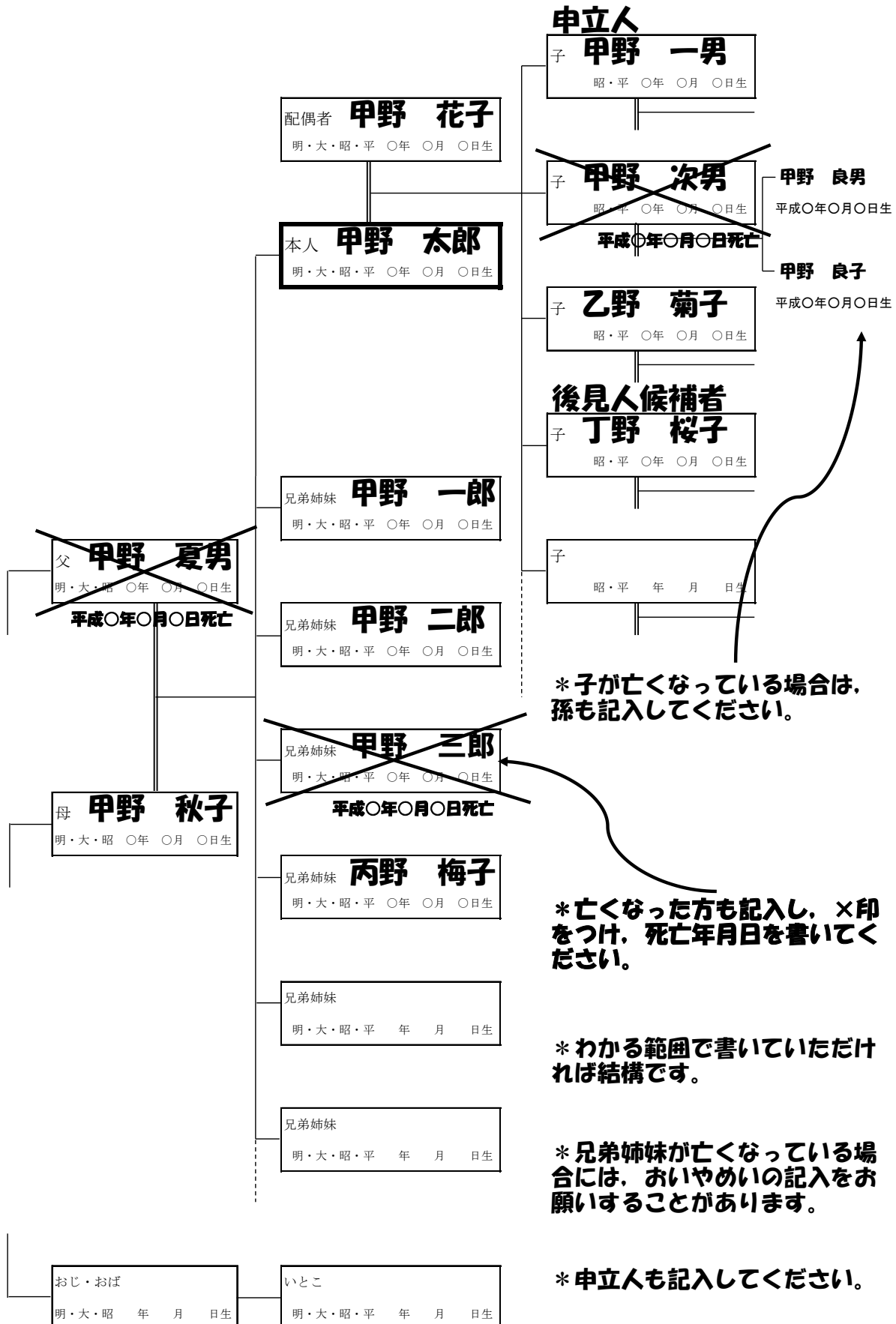
☐ 次のことがわからない、または次の点についてもっと知りたい

親族関係図



記載例

親 族 関 係 図



財産目録（ 年 月 現在）

1 預貯金，現金

[illegible]

預貯金・現金総額	円
----------	---

2 保険契約，株式，投資信託等その他の資産

種類（証券番号等）	金額（評価額）（円）	備 考

3 不動産

所在，種類，面積等	備 考

4 負債

種類（債権者）	金額（円）	備 考

負債総額	円
------	---

※ パソコン・ワープロ等で財産目録を作成する方は、A4用紙で上記形式の財産目録を作成してください。

※ この用紙を使用する方で、書ききれない場合は、用紙をコピーして使用してください。

年 月 日

作成者氏名

印

記載例 財産目録（令和〇〇年〇月現在）

1 預貯金、現金

金融機関名、支店名、口座番号	金額（円）	備考	必要資料例（請求先）
〇〇銀行××支店 普通預金(2345678)	3,237,900		預貯金通帳のコピー
〇〇銀行△△支店 定期預金(123725)	5,000,000		
ゆうちょ銀行 通常貯金(1450-2365)	503,400		

必ず提出してください。

預貯金・現金総額 8,741,300 円

預貯金と現金の総額を記入してください。

2 保険契約、株式、投資信託等その他の資産

●●生命 生命保険 (23F-005897)			証券番号を記入してください。	保険証券のコピー（保険会社）
●●海上火災 火災保険 (203778)				
▲▲電力(株) 1,000株	2,000,000			残高報告書のコピー（証券会社）

3 不動産

所在、種類、面積等	備考	必要資料例（請求先）
〇〇区〇〇町1-12 宅地 123.24㎡		不動産の全部事項証明書（法務局）
〇〇区〇〇町1-12-34 居宅 2階建て		

必ず提出してください。

4 負債

種類（債権者）	金額（円）	備考	必要資料例（請求先）
住宅ローン残金（▲▲銀行〇〇支店）	748,367		契約書又は残高証明書のコピー（金融機関）
借入金残金（〇〇商店）	1,500,000		契約書等のコピー

負債総額 2,248,367 円

【記載等の要領】

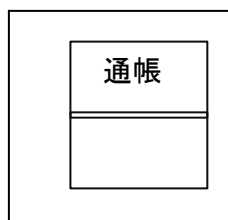
- 本人が現在所有している財産すべてを、記載例を参考にして記載してください。
「預貯金・現金」及び「負債」については、各総額を計算して記載してください。
保険の場合は金額欄の記載は不要です。株の場合は、種類の欄に会社名・株数を、金額欄に直近の評価額を記載してください。

- 必要資料例を参考にして、財産の内容が分かる資料を添付してください。

主な資料

- ☐ 預貯金通帳(定期預金証書を含む)のコピー
(銀行名、支店名、口座名義人、口座番号及び直近2か月分の残高が記載されたページ)
- ☐ 保険証券のコピー(本人が契約者又は受取人になっているものを添付してください。)
※保険証券が手元にない場合は、保険契約が記載された通知書等のコピー
- ☐ 株式・投資信託については、その内容、数が記載された残高報告書・通知書等のコピー
- ☐ 不動産の全部事項証明書(原本、申立日から3か月以内のもの)
- ☐ 負債についての契約書等のコピー

(コピーの取り方)
A4の用紙を縦に置いてコピーしてください。余白は切り取らないでください。



収支状況報告書(年 , 月)

1 收入

内容	金額（円）	備考

A 合計

四

2 支出

[illegible]

B 合計

円

$$A - B =$$

四

記載例 収支状況報告書(令和〇〇年〇, △月)

1 収入

内容	金額 (円)	備考
年金 (老齢基礎年金)	100,000	
賃料	124,000	
株式配当金	10,000	

必要資料例
年金通知書のコピー(2か月分) ※
契約書等のコピー※
通知書等のコピー※

A 合計 234,000 円

2 支出

内容	金額 (円)	備考
生活費	40,000	
施設費	80,000	
税金 (固定資産税)	40,000	
保険料 (国民健康保険, 介護保険)	16,000	
住宅ローン (▲▲銀行〇〇支店)	84,000	令和〇〇/〇〇に終了する予定
借金返済 (〇〇商店)	50,000	
平成〇〇/〇/〇胃の手術	200,000	

必要資料例
施設・病院作成の領収書のコピー (2か月分) ※
請求書のコピー※
請求書のコピー※
領収書のコピー※
領収書のコピー※
領収書のコピー※

B 合計 510,000 円

A - B = -276,000 円

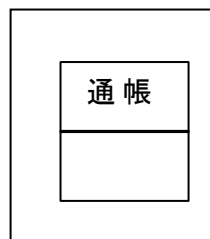
【記載等の要領】

- 直前2か月間の収入及び支出について、記載例を参考にして記載してください。
なお、生活費とは、本人の食費、水道光熱費、被服費等日常生活に要するものとし、住居費や療養費は別の区分としてください。
- 収入・支出(年金、賃料等)については、必要資料例を参考にして資料を添付してください。

※金融機関を通じて、振り込んだり、振り込まれたりしているときは、通帳に取引相手が明記されている場合に限り、領収書等に代えて通帳のコピーを提出することができます。

注意！！：資料にマイナンバーが記載されているときは、その部分を隠してコピーしたものを提出してください。

(コピーの取り方)
A 4の用紙を縦に置いてコピーしてください。余白は切り取らないでください。



「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ

このたびは「本人情報シート」の作成に御協力いただき、ありがとうございます。

この「本人情報シート」は、職務上の立場からご本人を日頃より支援されている福祉関係者の方に、ご本人の生活状況等に関する情報を記載していただくための書面です。家庭裁判所は、成年後見制度の利用を開始するための申立てについて、ご本人の精神上的障害の有無や鑑定の要否を判断するため、医師が作成した診断書の提出をお願いしています。診断書は、家庭裁判所がご本人の精神の状況について判断するための重要な資料となるため、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、十分な判断資料に基づいて医学的診断を行っていただくことが望ましいと考えられます。作成していただいた「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に提供され、医学的診断の際の資料となるだけでなく、家庭裁判所に提出され、裁判官が審理をする際の資料にもなります。

作成していただいた「本人情報シート」は、直接家庭裁判所にお送りいただくのではなく、作成を依頼した方にお渡してください。

「本人情報シート」の作成方法等については、「本人情報シート作成の手引」を用意しております。「本人情報シート作成の手引」は最高裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができます（<http://www.courts.go.jp/koukenp/>）。

東京家庭裁判所後見センター 電話 03-3502-5359, 5369

東京家庭裁判所立川支部後見係 電話 042-845-0322, 0324

本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 年 月 日

本人 氏 名： _____ 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日	作成者 氏 名： _____ 印 職業（資格）： _____ 連 絡 先： _____ 本人との関係： _____
--	--

1 本人の生活場所について

☐ 自宅 （自宅での福祉サービスの利用 ☐ あり ☐ なし）

☐ 施設・病院

→ 施設・病院の名称 _____

住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

☐ 介護認定（認定日： _____ 年 _____ 月）

☐ 要支援（1・2） ☐ 要介護（1・2・3・4・5）

☐ 非該当

☐ 障害支援区分（認定日： _____ 年 _____ 月）

☐ 区分（1・2・3・4・5・6） ☐ 非該当

☐ 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）

☐ 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

☐ 支援の必要はない ☐ 一部について支援が必要 ☐ 全面的に支援が必要
（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

--

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか：☐ あり ☐ なし

（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。）

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

☐ 意思を他者に伝達できる ☐ 伝達できない場合がある

☐ ほとんど伝達できない ☐ できない

イ 日常的な行為に関する理解について

☐ 理解できる ☐ 理解できない場合がある

☐ ほとんど理解できない ☐ 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

☐ 記憶できる ☐ 記憶していない場合がある

☐ ほとんど記憶できない ☐ 記憶できない

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- ☐ 正しく認識している ☐ 認識できていないところがある
☐ ほとんど認識できていない ☐ 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- ☐ 支障となる行動はない ☐ 支障となる行動はほとんどない
☐ 支障となる行動がときどきある ☐ 支障となる行動がある

(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について

- ☐ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☐ 月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- ☐ できる ☐ 特別な場合を除いてできる ☐ 日常的に困難 ☐ できない

(6) 金銭の管理について

- ☐ 本人が管理している ☐ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☐ 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- ☐ 申立てをすることを説明しており、知っている。
☐ 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
☐ 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
☐ その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

診断書を作成していただく医師の方へ

この度は診断書の作成に御協力いただき、ありがとうございます。

家庭裁判所が後見開始の審判をするには、原則として本人の精神状況について鑑定をする必要がありますが、明らかにその必要がないと認める場合には鑑定をしなくてもよいとされています(家事事件手続法119条1項)。東京家庭裁判所では、申立時に定型診断書の提出をお願いしており、提出された診断書の記載や親族等からの聴取内容等の資料を勘案して鑑定の可否を検討しています。

成年後見制度は、「精神上の障害」により判断能力が不十分な方を法律的に保護する制度ですから、診断名に「精神上の障害」を記載していただく必要があります。身体上の障害だけが原因となって取引行為ができないような方は、成年後見制度は利用できませんので、診断書作成の際には御留意ください(**介護保険の意見書とは異なります。**)。

なお、診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

また、鑑定をする場合の鑑定人は精神科医や精神保健指定医である必要はなく、通常は主治医の方をお願いしています。そこで、診断書を作成していただいた医師の方に、鑑定をお願いできるかどうかをお伺いしたく、大変御面倒をお掛けいたしますが、別紙の「診断書付票」の各事項にお答えくださいますようお願いいたします。

おって、診断書及び診断書付票は、申立書に添付するものです。直接家庭裁判所にお送りいただくのではなく、作成を依頼した方にお渡しください。

＜鑑定手続等に関する説明＞

- ・ 後見等開始の審判手続は民事訴訟事件ではありませんので、原則として裁判所に出頭を求められることはありません。
- ・ 正式な鑑定依頼につきましては、裁判所から改めて書面(鑑定依頼書)を送付する方法により行います。上記のとおり、診断書等から本人の精神状況について明らかに後見等開始相当と判断できる場合には、鑑定依頼をしないこともあります。
- ・ 診断書及び鑑定書の作成の手引きは、最高裁判所ウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができます (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>)。

何か御不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

東京家庭裁判所後見センター

電話03－3502－5359, 5369

東京家庭裁判所立川支部後見係

電話042－845－0322, 0324

1 氏名 男・女

年 月 日生 (歳)

住所

2 医学的診断

診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

各種検査

長谷川式認知症スケール (☐ 点 (年 月 日実施) ☐ 実施不可)

MMSE (☐ 点 (年 月 日実施) ☐ 実施不可)

脳の萎縮または損傷の有無

☐ あり ⇒ (☐ 部分的にみられる ☐ 全体的にみられる ☐ 著しい ☐ 未実施)

☐ なし

知能検査

その他

短期間内に回復する可能性

☐ 回復する可能性は高い ☐ 回復する可能性は低い ☐ 分からない

(特記事項)

3 判断能力についての意見

- ☐ 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。
- ☐ 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。
- ☐ 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。
- ☐ 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。

(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。



裏面に続く

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ まれに障害がみられる ☐ 障害がみられるときが多い ☐ 障害が高度)
☐ なし

[]

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 意思疎通ができないときもある ☐ 意思疎通ができないときが多い
☐ 意思疎通ができない)
☐ なし

[]

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 問題はあるが程度は軽い ☐ 問題があり程度は重い ☐ 問題が顕著)
☐ なし

[]

(4) 記憶力の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 問題はあるが程度は軽い ☐ 問題があり程度は重い ☐ 問題が顕著)
☐ なし

[]

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

[]

参考となる事項 (本人の心身の状態, 日常的・社会的な生活状況等)

※ 「本人情報シート」の提供を ☐ 受けた ☐ 受けなかった
(受けた場合には, その考慮の有無, 考慮した事項等についても記載してください。)

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

- ※ 診断書の記載例等については, 後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>) からダウンロードできます。
- ※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは, 本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として, 本人の介護・福祉担当者が作成するシートです。提供があった場合は, 診断への活用を御検討ください。
- ※ 家庭裁判所は, 診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき, 本人の判断能力について判断します (事案によって医師による鑑定を実施することがあります)。

診 断 書 付 票

- 1 家庭裁判所から鑑定の依頼があった場合、お引き受けいただけますか。

☐引き受ける。

☐引き受けられない。

☐専門ではないから。 ☐その他()

☐次の医師を紹介する。

お名前 _____ 勤務先 _____ 電話 _____

- 2 以下は、鑑定をお引き受けいただける場合にお答えください。

- (1) 書面による正式依頼を受けてから鑑定書を提出していただくまでの期間はどのくらいでしょうか。

☐2週間 ☐3週間 ☐4週間 ☐その他(週間)

- (2) 鑑定料はいくらでお願いできますか。

☐3万円 ☐5万円 ☐7万円 ☐10万円 ☐その他(万円)

注:一般的に5万円から10万円程度でお引き受けいただいています。主治医の場合はできれば5万円程度でお願いできればと思います。

- (3) 鑑定料の振込先(振込口座番号は正式依頼の際に同封する請求書にお書きください。)

☐個人(医師御本人)名義の口座

☐法人(医療法人社(財)団○○会など)名義の口座

- (4) 鑑定依頼書面の送付先

☐診断書記載のとおり

☐その他(〒)

- (5) 電話連絡先

電話 _____

- (6) 「鑑定書作成の手引」の裁判所からの送付は必要ですか。

☐必要 ☐不要

注:「鑑定書作成の手引」は、最高裁判所ウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができます (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>)。